

第1回社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会

平成 2 3 年 4 月 5 日

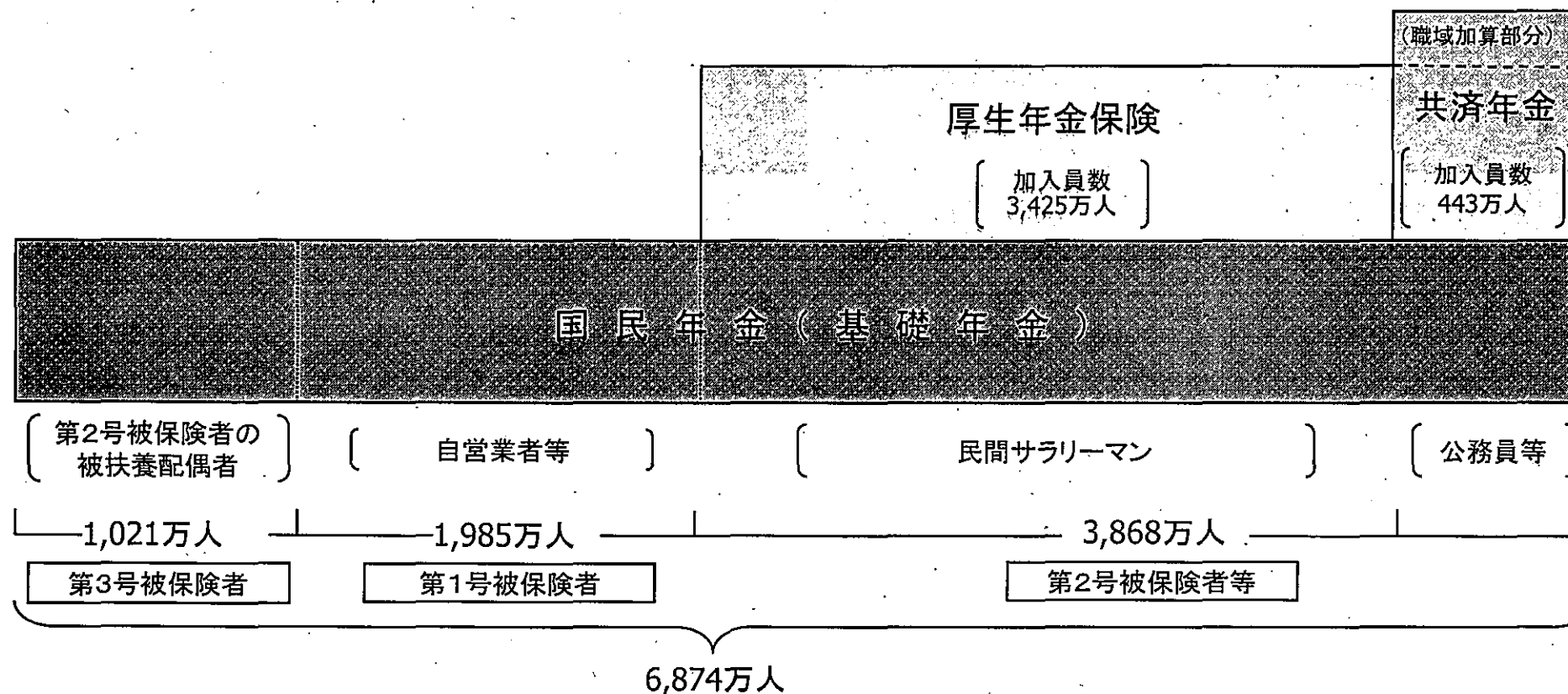
参考資料 1

第3号被保険者制度等に関する資料

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は、平成22年3月末)



第3号被保険者制度

昭和60年改正前

- 国民年金制度発足時（昭和36年）は、厚生年金が世帯単位の給付設計となっていたことを踏まえ、被用者年金の被保険者の妻については、国民年金の強制適用の対象とはせず、任意に加入できることとしていた。
- その結果、妻が国民年金に任意加入していた場合には、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金と妻の国民年金が支給されることとなり、世帯でみた所得代替率は、成熟時には109%（*）になると予測された。* 夫が厚生年金40年加入、妻が国民年金40年加入した場合
一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金が支給されず、さらに、離婚した場合の年金の保障が及ばないという問題があった。

昭和60年改正後

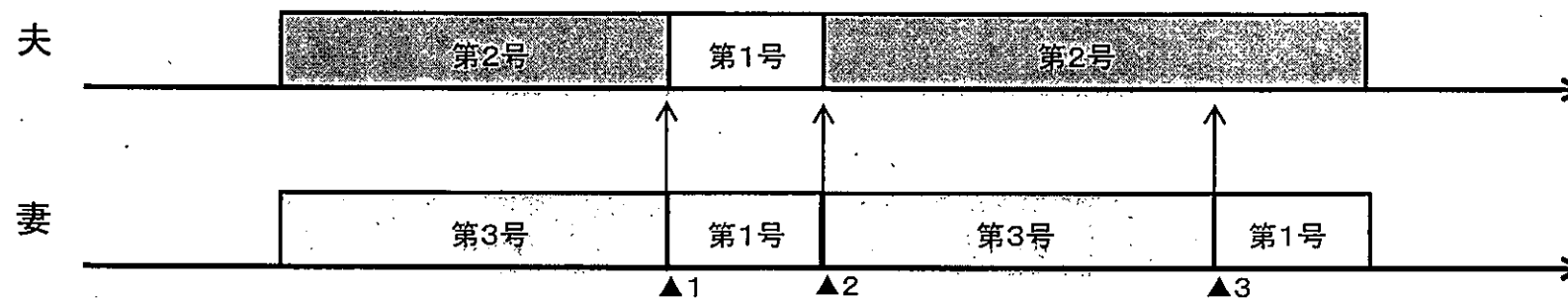
- サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、独自の年金権を付与するとともに、妻の基礎年金を含めた世帯での給付水準を妻が任意加入していない場合の水準に適正化した。
- その際、第3号被保険者については、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとした。

第3号被保険者の概要

○第3号被保険者の資格要件等

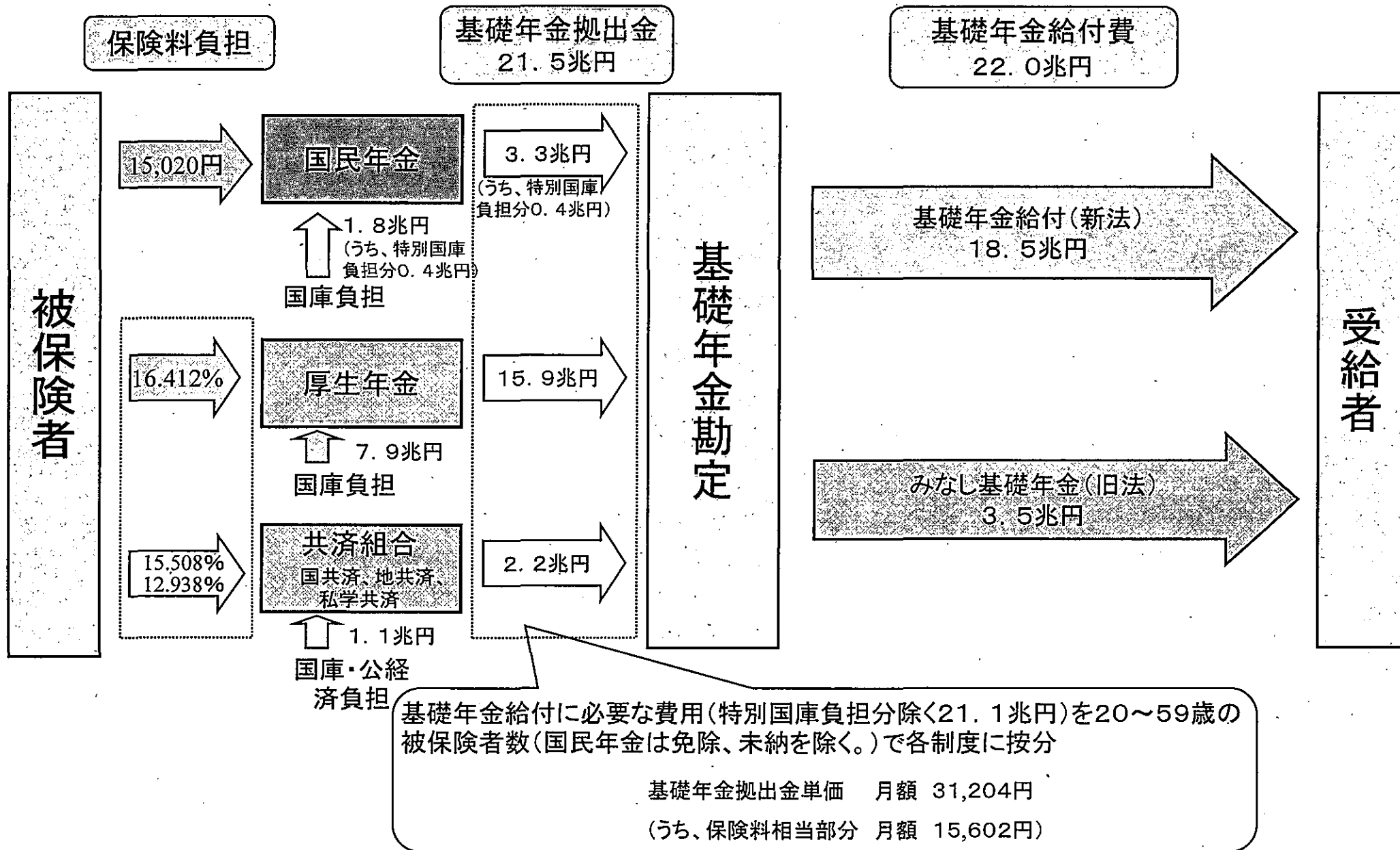
- ・被用者年金制度に加入する第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者
- ・被扶養配偶者の年間収入が130万円未満であることが必要
- ・自ら保険料を納付する必要がない(扶養者である第2号被保険者が所属する被用者年金制度から基礎年金拠出金として負担される。)

○具体的な被保険者期間



- ▲1 夫が会社を退職したことにより妻は第1号への種別変更届が必要
- ▲2 夫が会社に就職したことにより妻は第3号への種別変更届が必要
- ▲3 妻がパートで年間収入が130万円を超えたことにより第1号への種別変更届が必要

基礎年金の費用負担の仕組み(平成23年度予算)



(注)特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負担されるものである。

《平成16年改正における第3号被保険者制度に関する議論の経緯》

女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書 平成13年12月

○ 第3号被保険者制度の見直し案(6案)を整理し議論を行った。

①賃金分割し定率負担、②妻が定額負担、③夫が定額負担、④夫が定率負担、⑤標準報酬上限引き上げ、⑥育児・介護期間中に限定
(単純化のため、夫が第2号被保険者、妻が第3号被保険者ということに限定している。)

社会保障審議会年金部会における検討

- 平成14年12月厚生労働省がとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」における第3号被保険者制度の見直し案(年金分割案、負担調整案、給付調整案、第3号被保険者縮小案)をもとに議論を行った。
- 議論では、短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致したが、その他の案については多くの論点があり、1つの案のみが多数の賛同を得られなかった。

社会保障審議会年金部会の意見

- 現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位でみれば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。
- 本部会の議論では、(中略)少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。
ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。
- 本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。
- その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じうるものであり、働いて第2号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適当ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。

『持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて』(厚生労働省案) 平成15年11月

- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者を縮小していく。
- 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していくという観点から年金分割を導入する。

※ 年金分割の具体的仕組み

婚姻期間中の分割であり、世帯での給付額をできる限り維持するため、夫婦がともに65歳に達した時点で年金の分割の効力を発生させることを基本とする。また、保険料納付記録の分割は、今後の第3号被保険者期間について行うものとする。

与党年金制度協議会 『平成16年年金制度改正について』 平成16年2月

- 被扶養配偶者を有する厚生年金の加入者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものであり、被扶養配偶者にも潜在的な権利があることは基本であるが、離婚時など分割の必要な事情がある場合に分割できることとした。

法制化(平成16年2月国会提出)

国会において審議、成立(平成16年6月)

- 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割については、平成20年4月施行。

参議院で継続審議となっている年金確保支援法案における 国民年金保険料の納付可能期間の延長案の内容

- 保険料を納めやすくすることで、無年金・低年金となることを防止する等の観点から、徴収時効の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、一定期間に係るものについて本人の希望により保険料納付を行うことを可能とする（衆議院での修正により、3年間の時限措置とされた）。

対象保険料：2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料

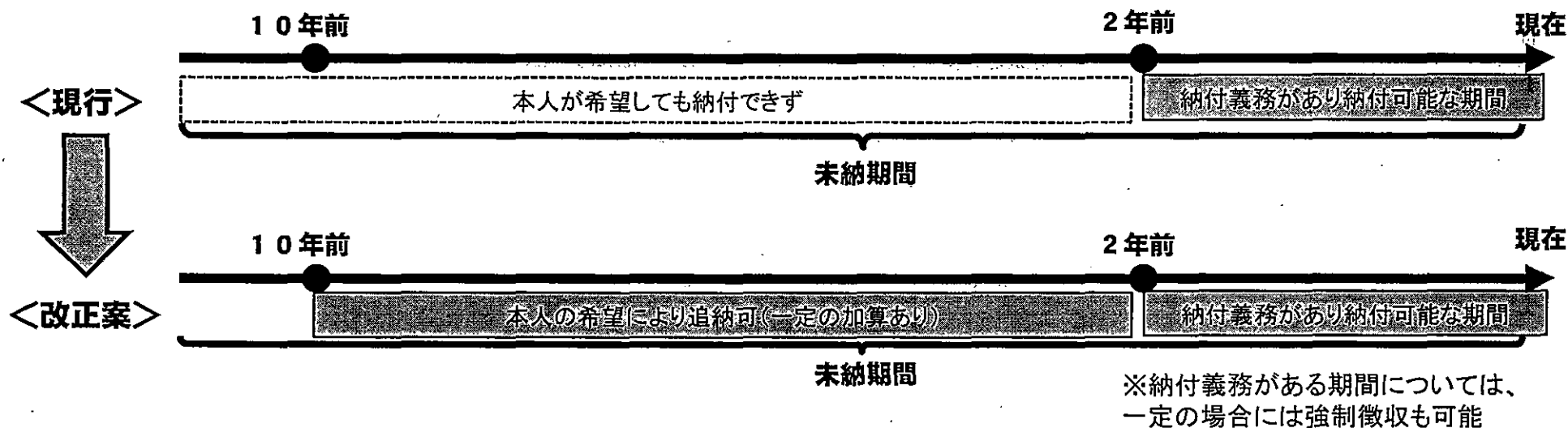
（強制加入期間中の未納・未加入期間、任意加入中の未納期間が対象）

対 象 者：過去の未納期間を有する者（受給権者を除く）

納 付 期 限：保険料納付期限から10年間

保 険 料 額：当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額

（現行の保険料免除期間に対する追納保険料額（平成23年度：14,340円～15,350円）と同様に設定。）



保険料免除期間に係る追納保険料額について(平成23年度)

追納対象 年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
当時の 保険料額	13,300	13,300	13,300	13,300	13,580	13,860	14,100	14,410
加算額 (追納加算率)	2,050 (0.154)	1,460 (0.110)	1,240 (0.093)	1,040 (0.078)	800 (0.059)	580 (0.042)	370 (0.026)	170 (0.012)
追納 保険料額 (平成22年度)	15,350	14,760	14,540	14,340	14,380	14,440	14,470	14,580

※ 追納加算率は、10年国債の表面利率等を勘案して設定。

※ 徴収時効経過前の2年間の保険料(平成21年、22度分)には加算は付されない。

過去の特例納付制度について

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
実 施 時 期	昭和45年7月～47年6月 (44年改正)	昭和49年1月～50年12月 (48年改正)	昭和53年7月～55年6月 (53年改正)
趣 旨 ・ 背 景	・ 保険料納付済期間・免除期間以外の期間を有する者の年金権を確保する。(解説書より) ・ 制度創設当時に、被保険者の理解不足があった。(国会答弁より)	・ 年金受給資格を確保する途を開く。(解説書より)	・ 過去二回特例納付をやっているが、さらに無年金対策を講じるようにという希望が多かった。(国会答弁より)
納 付 可 能 期 間	昭和36年4月～45年6月 ・ 強制加入被保険者期間のうち、納付済期間、免除期間以外の期間 ・ 高齢任意加入被保険者期間	昭和36年4月～48年3月 ・ 強制加入被保険者期間のうち、納付済期間、免除期間以外の期間	昭和36年4月～53年3月 ・ 強制加入被保険者期間のうち、納付済期間、免除期間以外の期間 ・ (65歳以上の者は老齢(通老)年金の受給資格期間を満たす年数分まで納付可能)
対 象 者	・ 65歳未満の者	・ 65歳未満の者 ・ 老齢(通老)年金受給権者以外の者	・ 老齢(通老)年金受給権者以外の者
1 ヶ 月 当 り の 保 険 料 (参 考)	450円 昭和45年7月～昭和47年6月までの 保険料額と同額	900円 昭和49年1月～12月までの保険料額と同額	4,000円 昭和53年7月～昭和55年6月までの 保険料額で最も高いのは、3,770円

※ 「強制加入被保険者期間」とは、20歳から60歳までにおける被用者年金被保険者以外の期間(現行法においては第1号被保険者期間)
 「高齢任意加入被保険者期間」とは、明治39年4月2日～44年4月1日生まれの者(国民年金制度発足当時50歳超55歳以下の者)における任意加入期間

昭和53年 年金改正 国民年金審議会意見(抜粋)

国民年金制度におけるいわゆる無年金者については、過去2回にわたる特例措置が講じられたにもかかわらず、各方面よりその救済を図るべきとの要請がなされている。これは一部の被保険者が保険料納付の義務を履行せず、又は、保険料免除の手続を怠ったものであって、安易に救済措置を講ずるべき性格のものではない。したがって、これまでに保険料の納付要件を満たし得ない者がなお残されている現状を特に配慮して、何らかの対策を講ずるとしても、その際には、国民のたゆまぬ保険料拠出に支えられてきた本制度の性格上、その健全な発展を確保するため、一般の保険料納付者との均衡を十分に考慮した今回限りの臨時的、特例的なものととどめるべきであること。

国民年金保険料（月額）の推移

実施時期	20～34歳	35歳以上	S62. 4～	7,400円
S36. 4～	100円	150円	S63. 4～	7,700円
S42. 1～	200円	250円	H元. 4～	8,000円
S44. 1～	250円	300円	H 2. 4～	8,400円
S45. 7～	450円		H 3. 4～	9,000円
S47. 7～	550円		H 4. 4～	9,700円
S49. 1～	900円		H 5. 4～	10,500円
S50. 1～	1,100円		H 6. 4～	11,100円
S51. 4～	1,400円		H 7. 4～	11,700円
S52. 4～	2,200円		H 8. 4～	12,300円
S53. 4～	2,730円		H 9. 4～	12,800円
S54. 4～	3,300円		H10. 4～	13,300円
S55. 4～	3,770円		H17. 4～	13,580円
S56. 4～	4,500円		H18. 4～	13,860円
S57. 4～	5,220円		H19. 4～	14,100円
S58. 4～	5,830円		H20. 4～	14,410円
S59. 4～	6,220円		H21. 4～	14,660円
S60. 4～	6,740円		H22. 4～	15,100円
S61. 4～	7,100円		H23. 4～	15,020円